

2025年度から、子供3人以上の世帯への大学等の授業料等の無償化を拡充します！ (「高等教育の修学支援新制度」の拡充)

申請期間

2025年4月2日～5月2日
(入学生・在学学生) 平日 9:00～17:00

※1年生だけでなく、2～4年生も対象となります。

支援対象

子供**3人以上**の世帯の学生
※春の在学採用は2023年12月31日時点での扶養状況を確認

支援金額
(年額)

上限
授業料 **70万**・入学金 **26万**
(納付後還付)
2025年度
入学者のみ上限

※入学金及び学費等(授業料・修学諸費用等)を本学が定めた期日までに**全額納付**して下さい。
入学後、減免対象者として認定を受けた者に対して、入学金及び授業料について、当該者の春学期・秋学期それぞれの半期分を、**減免対象額を減免申請手続き時に届け出た学生本人名義の口座に還付します**。入学金の還付は入学時1回のみ。

申込場所

日本学生支援機構奨学金窓口
(不言実行館4階)

所得に
関する要件

所得基準 制限**なし**

学業意欲・
成績に
関する要件

採用前 **学修意欲**があれば採用
採用後 **学修意欲・成績・
修得単位数**を毎年確認

2年生以上で申込む場合、単位数の要件を満たす必要があります。
年度末に適格認定(成績確認)が行われ、基準を満たしていない場合、
資格を失うことがあります。

扶養する子供が
3人以上の世帯が対象



第1子
(大学生)



第2子
(高校生)

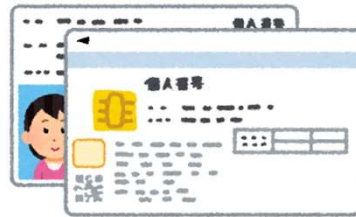


第3子
(中学生)

※○が多子世帯の支援対象

- 3人以上を同時に扶養(経済的に支援)している間は、第1子から支援対象
- 第1子が就職するなど、扶養から外れた場合は支援対象外

税情報(マイナンバー)で
扶養する子供の数を確認



- 学生と生計維持者のマイナンバーを通じて、世帯で扶養する子供の数の情報を確認
- 子供の数の情報は、2023年12月31日時点の情報が基準
- 採用後は毎年情報が更新されます。

必ず**申込手続き**すること



- 自動的に採用されるわけではありません。必ず**春の奨学金募集(在学採用)**に申込みください。
- 現時点で給付奨学金・授業料等減免の支援を受けている学生は申し込む必要はありません。

高等教育の修学支援新制度の詳細は

